

令和2年度 第2回越前町地域公共交通会議

議事録

開催日時：令和2年11月9日(月)

午後3時00分から午後4時30分まで

開催場所：越前町役場新庁舎2階大会議室

●出席者

・委員：17名
(欠席者3名)

・事務局：6名

●議事概要

(1) 越前町地域交通計画の策定について

事務局	事務局より説明
委員	今回新しい計画を策定し、令和4年には新たな運行を目指すということだが、どのようなスケジュールか。
事務局	計画は今年度内に策定し、これに基づく新たな運行は令和4年度からの開始を目指している。
委員	令和4年度から新たな運行開始を目指すとのことだが、規模の小さいタクシー事業者などは厳しい状況であり、早めに手を打つ必要がある。
事務局	令和4年度からと申し上げたが、これは目標であるので、少しでも早く運行開始できるよう早急に協議を進めていきたい。
委員	第三次越前町地域交通計画フォローアップについて、「概ね実施」との表記が多いが、この評価は専門的な評価なのか。様々な施策を実施したことはわかるが、費用対効果の視点を取り入れて、何が足りなかったのか、把握が必要ではないか。また、コミュニティバスを活用したイベントを計画して、どうしたら利用してもらえるかという話しがあったらよいのではないか。
事務局	「概ね実施」との表現は実施したかどうかについての記載になっている。費用対効果については、示せるものがあれば掲載したい。また、コミュニティバスを活用したPRが必要とのご意見について、具体化は今後検討していきたい。
議長	実施したことに対する有効性の評価のためにも、費用対効果が記載できるものがあれば載せたほうがよい。

委員	国からの補助金についての説明があったが、いままでは利用しておらず、これから利用するというのか。
事務局	この補助制度は、新しい形態で運行する場合に認められるものであり、今回策定する計画に基づいた運行に対して補助を受けることを想定している。
委員	国の制度を利用するには、制度上のハードルもあると思われる。慎重に進めてほしい。
事務局	この会議を新たに法定協議会に移行し法定計画を策定することで、国の制度が利用できるようになる。その要件として、例えば計画内に目標指数を定めるなどの必要があるといったものがあり、これに合わせた計画にしたい。
委員	基本方針に基づく公共交通網形成イメージに、共助運行エリアの記載があるが、そもそも地域内移動エリアでまかなえているのではないのか。
事務局	共助運行を実施するには、交通空白地域でなければならないといった条件もある。あくまで将来的に地域内移動エリアで賄えなくなった場合に対応できるように記載しているものである。
委員	基本方針に基づく公共交通網形成イメージについて、鉄道線が福武線だけに見えてしまう。広域の移動を考えると、新幹線やJRを含めるべきでは。また、近隣市町とは現在連携しているのか。
事務局	近隣市町との連携については、担当者レベルではあるが、福井県と観光移動に関する協議をしているところである。
委員	神明方面へのアクセスは、もう少し具体的な議論が必要なのでは。
事務局	コミュニティバスの神明駅への乗り入れについて、話しはできるものの具体的な話しはこれまで進まなかった。事業者とも協議を進めていきたい。
委員	高齢化が進む中で、最寄りのバス停まで歩けない人もいる。そのような人も利用できるようにして欲しい。
事務局	基本方針に基づく公共交通網形成イメージに示した地域内移動エリアは、デマンド方式のドア・ツー・ドアの形態でできないかと検討しており、そういった足腰の悪い方にも対応していきたい。
委員	現在の計画で概ね必要記載内容は満たされていると考えられるが、制度がまだ完全に固まっていないので修正はあり得る。計画書に記載する具体的な事業については次回以降示されると思うが、ここが重要だ。デマンドの補助を受けるには幹線系統に接続する必要があり、事業内容にはどのようにこれを維持していくかも記載する必要がある。
議長	新しい制度について、「まちづくりとの連携」や「地域の輸送資源」といったキーワードがあるが、各種イベントやまちづくり施策とタイアップした公共交通利用促進の実施などに重点をおくほうがよいということか。
委員	その部分だけ新たに強調するというものではない。例えば、既に実施している通学支援制度のような既存取り組みの継続も重要になってくる。
議長	目標数値に利用者数の現状維持とあるが、人口減少社会においては実質的には利用者数を増やすということであり、かなりの意気込みが必要だ。同じく目標に「公共交通カバー率」が記載されているが、どのように定義するのか。

	また、利用者満足度の数値設定が 70%と高い設定になっている。誰の満足度を図るのか。
事務局	満足度については、アンケート調査で把握している。利用者の満足度を掲載しているが、利用者以外の満足度も分けて記載したい。公共交通カバー率については、従来は集落内に一つでもバス停があれば 100%としていたが、今回はバス停から半径 300mをバス停勢圏と定義して新たに算出している。
委員	今後の会議の進め方はどのようにするのか。
事務局	12 月に法定協議会として改めて会議を開催したい。今回の会議では、その審議も後ほどお願いする。
委員	具体的な運行の仕組みについては事前に事業者と協議を実施するのか。
事務局	関係する運行事業者とは事前に協議をさせていただきたい。

(2) その他

①「地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律」に基づく協議会の設立について

事務局	事務局より説明
委員	新しい法定協議会の構成委員はどのようなものか。
事務局	この交通会議の委員の方々がそのまま引き継ぐ形でお願いしたい。
議長	この交通会議を格上げするとの理解でよいか。
事務局	その通りです。なお、今までの交通会議としての機能は引き続き新しい法定協議会内に残すものとしたい。
議長	法定協議会でコミュニティバスの議論をしてもよいのか。
委員	協議事項として議題に挙げていただければ問題ない。

②新型コロナウイルス感染症対策について

事務局	事務局より説明
京福バス	京福バスより説明
福鉄バス	福鉄バスより説明